

# 自然災害から大切な命を

# 守るために

9月1日は「防災の日」／8月30日～9月5日は「防災週間」

## 自助 自らの安全は自ら守る (自ら取り組む)

### その1 家族で話し合おう

- 災害時の家族一人ひとりの役割分担
- 非常持ち出し品のチェックと入れ替え
- 災害時の連絡方法や避難場所などの確認



### その3 家具などの転倒・落下防止

家具などの転倒や落下は、ケガ・逃げ遅れなどの原因にもなります。家具などは壁や天井に固定し、上には物を置かないようにしましょう。また、出入り口や通路には物などを置かず、寝室にも倒れやすい家具などは置かないようにしましょう。



### その2 備えよう

災害発生直後は、食料や日用品の購入が難しくなります。日頃から必要な備蓄をしておきましょう。

#### 備蓄の点検

- 水・食料など (おおむね3日分)
- 携帯トイレ ○トイレ用紙など

#### 非常用持ち出し品の準備

- 懐中電灯・ろうそく ○携帯ラジオ ○乾電池
- 救急箱 ○常備薬 ○マスクや体温計などの衛生用品
- 貴重品 (現金、通帳類、証明類、印鑑など)
- その他、生活用品など

#### ローリングストックも大切です

普段から食べ物や日用品を少し多めに買い、日常生活で消費した分だけ、買い足しながら備蓄する方法です。

### その4 避難するときは

まずは自分の安全を確保しましょう。電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉め、最小限の物を持ち避難しましょう。1人で避難はせず、隣・近所の方に声をかけ、助け合いながら行きましょう。



## 防災・防犯メールの登録を

市域で発表された気象情報や災害情報、緊急性が高い防犯情報と防災行政無線で放送をした内容などの情報を、いち早く入手できます。登録は無料(通信料は別途必要)で、手続きは簡単です。

携帯電話やパソコンから、次のアドレスに送信し、返信されるメールの内容に沿って登録をしてください。

[info-tomisato@sg-m.jp](mailto:info-tomisato@sg-m.jp)



※迷惑メール対策をしている場合は、事前に「@sg-m.jp」のドメインから受信を許可する設定にしてください。

自然災害は、いつでもどこで起こるか分かりません。被害を軽減するために、日頃から災害に備え、対応力を高めることが大切です。「防災の日」を機会に、適切な行動がとれるよう家庭や地域での防災対策を再確認しましょう。

☎防災課 ☎(93) 1114

## 避難情報の表現

5月20日から、「避難勧告」という表現が廃止となり、「避難指示」に一本化されています。「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。

警戒レベル	新たな避難情報
5	緊急安全確保
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水注意報等
1	早期注意情報

## 戸別受信機を販売中

台風シーズン前に情報取得の準備をしましょう。市では、防災行政無線の放送内容が屋内でも聞ける「戸別受信機」を販売しています。



詳しくは問い合わせください。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

## 飲料水の確保

☎上下水道課 ☎(93) 3340

もしもに備え、飲料水を各ご家庭で備蓄しましょう。

【水道水を保存容器で備蓄する方法】

1. 密閉できる保存容器を用意しましょう。
2. 水道水のつめ方
  - 容器内部に空気が残らないようにしましょう。空気が残っていると、空気中の細菌で汚染される場合があります。
3. 保存方法と保存期間
  - 直接日光が当たらない、暗い場所で静置します。
  - 保存期間は3日間が目安です。期限を過ぎたら雑用などに使用し、新しい水道水と入れ替えてください。

#### ■生活用水の確保

お風呂の残り湯を、トイレなどで使える生活用水として活用できるように、日頃から心がけておきましょう。



## ペットの避難準備

☎環境課 ☎(93) 4945

災害時にペットを守るため、以下の準備をしましょう。

- ペットの餌やトイレ用品など
  - ケージやキャリーバッグの用意など
  - マイクロチップや迷子札などの取付
  - 狂犬病予防接種や各種ワクチンの接種
  - ケージの出入りや決まった場所でのトイレの訓練
  - その他の避難先の確保 (遠くの親戚など)
- ※市では避難所(建物内)にペットを入れることはできません。  
※避難所でのペットの飼養は飼い主の自己責任になります。



## ～耐震事業について～

### 住宅耐震相談会

■日時・場所 9:00～12:00 / 13:00～17:00

- 相談時間はおおむね45分
- ① 9月12日(日) 北部コミュニティセンター
  - 午後は依頼主宅も可
- ② 10月4日(月) 市役所分庁舎1階
  - 午後は依頼主宅も可
- ③ 11月14日(日) 中部ふれあいセンター
  - 午後は依頼主宅も可



- 定員 各回10組 ■費用 無料
- 持ち物 建築確認申請時の平面図など、住宅の間取りが分かるもの(建築確認通知書など)
- 申込 開催日の3日前(木曜日)までに電話で予約

### 木造住宅耐震診断費・耐震改修費・危険ブロック塀撤去費補助事業

- ①耐震診断費補助金
  - 補助金額 経費の3分の2 (上限8万円)
  - 受付期間 12月24日(金)まで
- ②耐震改修費補助金
  - 補助金額 経費の3分の1 (上限50万円)
  - 受付期間 11月30日(火)まで
- ③危険ブロック塀撤去費補助金
  - 補助金額 経費の2分の1または塀の長さ1m当たり8千円を乗じた額のいずれか少ない額 (上限10万円)
  - 受付期間 11月30日(火)まで
  - 予算額に達した時点で終了となります。詳しくは問い合わせください。

☎・申込先 都市計画課 ☎(93) 5148